

電気供給業を行う法人の事業税について

令和2年4月1日から課税方式が変わりました！

資本金又は出資金が1億円以下の法人用

法……………地方税法
令……………地方税法施行令
規則……………地方税法施行規則
通(県)…地方税法の施行に関する取扱いについて(道府県関係)

令和2年度税制改正により、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、電気供給業のうち、発電事業等及び小売電気事業等を行う資本金又は出資金が1億円以下の法人は、収入割額と所得割額の合算額により、送配電事業等を行う法人は、資本金又は出資金の額に関わりなく従来どおり収入割額で申告します。

(法72条の2、法72条の12-4)

以降本手引きでは、発電事業等及び小売電気事業等を「収入金額等課税事業」

送配電事業、ガス供給業及び保険業を「収入金額課税事業」

上記以外の事業を「所得等課税事業」と表記する。

電気供給業とは

需要に応じて現に電気を供給する事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をい、電気事業法に基づく登録や許可、届出の有無は問いません。

また、電気供給業のうち、発電事業等とは電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして、自らが維持し運用する発電用電気工作物を用いて他の物の需要に応じて供給を行う発電事業を含む)を、小売電気事業等とは同項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして、他の者の需要に応じて電気を供給する事業を含む)を、送配電事業等とは第8号・10号・12号に規定する送配電事業(送電事業に準ずるものとして自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により第9号に規定する一般送配電事業者が振替供給を行う事業を含む)をいいます。

収入金額等課税事業又は収入金額課税事業と所得等課税事業を併せて行う場合

原則それぞれの事業部門ごとに収益や費用を区分したうえで、課税標準及び税額を算定し、その合算額により申告します。各事業部門共通の収入や経費があるときは、これらの共通収入や共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の所得金額(又は欠損金額)を算定してください。

(通(県)第3章4の9の5)

例外として、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものである場合は、主たる事業の付帯事業として、従たる事業を主たる事業に含めて、主たる事業の課税方式により申告して差し支えありません。

(通(県)第3章4の9の9)

但し、企業会計原則における「継続性の原則」に準じ、事業部門の廃止や規模縮小等の理由がない限り、每期継続した課税方式により申告してください。

軽微なものとは、一般に従たる事業の売上金額が、主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきとされています。

(通(県)第3章4の9の9中段)

(1) 収入割の課税標準となる収入金額の計算

電気事業会計規則による収入（又は、これに準ずる方法により計算した収入）になります。具体的には、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入（新エネルギー等電気相当量に係るものを含む）、遅取加算金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係る全ての収入を含みます。

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{①収入すべき金額の総額} - \text{②控除すべき金額}$$

（法第 72 条の 24 の 2 ①、法附則第 9 条各項）

①収入すべき金額の総額 第 6 号様式別表六①に記載

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）第 3 章 4 の 9 の 1）

注 1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。

（通（県）第 3 章 4 の 9 の 1）

注 2) 自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合で、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額には含めません。（通（県）第 3 章 4 の 9 の 3）

注 3) 料金と併せて収入する消費税（地方消費税を含む「以下同じ」）は収入金額には含めません。但し、免税事業者が消費税として納税しない金額は収入に含めてください。

②控除すべき金額

（法 72 条の 24 の 2①） 第 6 号様式別表六②に記載

ア) 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額

イ) 1.保険金 2.有価証券の売却による収入金額 3.不用品の売却による収入金額 4.受取利息及び受取配当金 5.電気供給業に必要な施設を設けるため、電気の需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額 6.他の電気供給業を行う法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額

（※） 7.他の電気供給業を行う法人から非化石電源としての価値を有するものを購入し、非化石電源として電気供給を行う場合に、当該購入の対価として支払う金額に相当する収入金額 8.電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金（令 22 条 1～8）

ウ) 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（令第 22 条①）
（告示 昭 30 年第 29 号、昭 34 年第 46 号、昭 42 年第 55 号、平 23 年第 379 号）

（※）他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含む）に限ります。地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものは控除できません。（通（県）4 の 9 の 6）

(法附則 9 条⑧) 第 6 号様式別表六④に記載

エ) 他の電気供給業を行う法人から託送供給を受けて電気の供給を行う場合、託送供給に係る料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (令附則 6 条の 2② 平成 12 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)

(法附則 9 条⑨) 第 6 号様式別表六⑥に記載

オ) 廃炉等実施認定事業者が、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する収入金額 (令附則 6 条の 2⑥ 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分に限る。)

(法附則 9 条⑩) 第 6 号様式別表六⑦に記載

カ) 日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気料金として支払うべき金額に相当する収入金額 (令附則 6 条の 2⑦ 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)

(法附則 9 条⑪) 第 6 号様式別表六⑧に記載

キ) 特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が、当該会社間で行う取引 (電気事業会計規則附則第 4 項に規定する特定分割取引で、かつ、当該取引に係る収益を特定分割取引収益に整理することについて承認を受けた取引に限る) の相手方から支払いを受ける金額に相当する収入金額 (令附則 6 条の 2⑧ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)

(法附則 9 条⑫) 第 6 号様式別表六⑨に記載

ク) 一般送配電事業者が発電事業者に交付する、原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額 (令附則 6 条の 2⑨ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日の間に開始する各事業年度分に限る。)

(2) 所得割の課税標準となる所得金額の計算

各事業年度の益金又は個別帰属益金額から損金又は個別帰属損金額を控除した金額で、各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算に例により算定する (法又は令で規定するものを除く)。収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人は、益金、損金等をそれぞれの事業ごとに区分し (共通経費等区分困難なものは、売上金額等最も妥当と認められる基準により按分)、それぞれの事業ごとの所得金額を算定する。

なお、令和 2 年 4 月 1 日以後最初に開始する事業年度 (以下「最初事業年度」という) 開始の日の前日を含む事業年度において、収入金額等課税事業を行っていた法人が、収入金額等課税事業に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の前日 10 年以内に開始した各事業年度において、収入金額等課税事業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を、各事業年度の法人税の課税標準となる所得又は各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなします。

(令和 2 年改正法附則第 6 条 2 項)

収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人で、それぞれの事業において繰越欠損金又は繰越個別欠損金がある場合は、欠損金額及び災害損失金の控除明細書 (第 6 号様式別表 9) をそれぞれの事業について別葉で記載してください。

税額の計算方法

電気供給業	収入金額等課税事業（発電・小売電気）	収入金額課税事業（送配電）
	収入割額=収入金額×税率 所得割額=所得金額×税率 特別法人事業税=収入割額×税率	収入割額=収入金額×税率 特別法人事業税=収入割額×税率
	所得割額=所得金額×税率 特別法人事業税=所得割額×税率	

注：電気供給業のみを行う法人は上欄のみ

注：電気供給業とその他の事業を併せて行う法人は、上欄と下欄の合算額。

税率

電気供給業にかかる税率

課税区分	税区分	課税標準	税率
収入金額等課税 (発電・小売電気)	事業税収入割額	収入金額	0.75%
	事業税所得割額	所得金額	1.85%
	特別法人事業税	収入割額	40.0%
収入金額課税 (送配電)	事業税収入割額	収入割額	1.0%
	特別法人事業税	収入割額	30.0%

所得等課税事業にかかる税率

課税区分	税区分	課税標準	税率
所得等課税	事業税所得割額	年 400 万円以下の所得	3.5%
		年 400 万円超 年 800 万円以下の所得	5.3%
		年 800 万円超の所得又は 軽減税率不適用法人	7.0%
	特別法人事業税	所得割額	37.0%

軽減税率不適用法人：3以上の都道府県に事務所を有し、資本金又は出資金が1千万以上の法人特別法人（医療法人・協同組合・信用金庫など）に係る税率は別途お問い合わせください。

計算例

A 収入金額等課税事業のみを行う法人の申告例

発電売上 100,000 千円、発電業所得 20,000 千円の場合

事業税収入割額	$100,000 \text{ 千円} \times 0.75\% = 750 \text{ 千円}$	
事業税所得割	$20,000 \text{ 千円} \times 1.85\% = 370 \text{ 千円}$	
特別法人事業税	$750 \text{ 千円} \times 40\% = 300 \text{ 千円}$	申告額計 1,420 千円

B 収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行う法人の申告例（軽減税率不適用の場合）

発電売上 100,000 千円、発電業所得 10,000 千円、その他事業所得 30,000 千円の場合

事業税収入割（電気）	$100,000 \text{ 千円} \times 0.75\% = 750 \text{ 千円}$	
事業税所得割（電気）	$10,000 \text{ 千円} \times 1.85\% = 185 \text{ 千円}$	
事業税所得割（その他）	$30,000 \text{ 千円} \times 7.0\% = 2,100 \text{ 千円}$	
特別法人事業税（電気）	$750 \text{ 千円} \times 40\% = 300 \text{ 千円}$	
特別法人事業税（その他）	$2,100 \text{ 千円} \times 37\% = 777 \text{ 千円}$	申告額計 4,112 千円

Q1 中間申告（予定申告）は必要ですか

A1 収入割を申告する法人で、事業年度が6月を超える法人は、法人事業税（併せて申告する特別法人事業税を含む）については、法人税の申告義務の有無に関わらず、必ず中間申告（予定申告又は仮決算に基づく中間申告）をしなければなりません。

Q2 電気供給業を行う予定ですが、まだ電気供給を開始していませんが。申告はどうなりますか？

A2 発電設備の建設途中や計画段階で、現に電気の供給を行っていない期間は電気供給業に該当しないため、所得等課税事業として申告してください。

Q3 無人の発電設備のみを設置して事務所又は事業所が所在しない県がありますが、この県には申告義務がありますか？

A3 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。無人の発電設備は、事務所又は事業所には該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告の義務がありません。 通（県）第1章6

Q4 収入金額等課税事業と所得等課税事業を併せて行っていますが、この場合、所得等課税事業で生じた繰越欠損金額を収入金額等課税事業に係る所得から控除できますか。

A4 所得の算定上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金に限ります。

よって、所得等課税事業で生じた繰越欠損金を、収入金額等課税事業の所得割の課税標準となる所得から控除することはできません。 通（県）第3章4の7の4（3）

Q5 複数の都道府県に事務所等を設けて事業を行う場合の申告はどうなりますか？

A5 複数の都道府県に事務所等を有する法人は、課税標準の総額を、一定の基準（分割基準という）により各都道府県ごとに分割した課税標準により税額を計算します。

なお、電気供給業とその他の事業を併せて行う法人の分割基準は、主たる事業の分割基準により算定します。主たる事業の判定は、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きい方の事業とし、これによりがたい場合には、従業員の配置、施設状況等により総合的に判断すること。

法72条の48⑧、通（県）第3章9の11

電気供給業の分割基準は電気供給業の種類により次のとおり規定されています。

- イ 電気事業法に規定する小売電気事業等
課税標準の2分の1……………①事務所等の数
課税標準の2分の1……………②従業員数
- ロ 電気事業法に規定する送配電事業等
課税標準の4分の3……………①発電所に接続する電線路の電力容量（キロワット）
課税標準の4分の1……………②事業所等の固定資産の価額
※①がない場合は、事業所等の固定資産の価額のみ
- ハ 電気事業法に規定する発電事業等
課税標準の4分の3……………①事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額
課税標準の4分の1……………②事業所等の固定資産の価額
※①がない場合は、事業所等の固定資産の価額のみ

注1) 事業所等の固定資産の価額は、事業年度終了の日において、貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において、事業の用に供されているものを含む）の価額とする。規則6条の2の2④、通（県）第3章9の7

注2) 電線路の電力容量は、事業所等の所在する都道府県において、発電所の電気工作物と電氣的に接続している電線路のうち、公称電圧が66キロボルト以上の電線路をいい、事業年度終了の日現在における数値。規則6条の2、通（県）第3章9の4～5

注3) 事務所等の数は、事業年度に属する各月の末日現在における数値の合計。従業員数は、事業年度終了の日現在における数値。

（参考）昭和57年4月1日前の既存発電所がある場合の特例は、平成29年3月31日以後に終了する事業年度において廃止となりました。

Q6 どのような書類の提出が必要ですか？

- A6 ・収入金課税事業…………… 申告書第6号様式
・収入金額等課税事業…………… 申告書第6号様式（その2）、第6号様式別表5（※）
・共通

収入金額に関する計算書（第6号様式別表六）

貸借対照表及び損益計算書

法人税申告書別表4

決算書等（必要に応じて）

区分計算書（任意に作成されたものも可）

（※）収入金額等課税事業とその他の事業を併せて行う法人は、第6号様式別表5を、各事業ごとに提出。

（注）法人税の申告をe-Taxで行った場合において、上記書類のうち貸借対照表および損益計算書については、当該申告に併せてe-Taxにより提供したものは、法人事業税の申告においても提出があったものとみなされます。e-Taxによる法人税の申告時に、必ずeLTAX（地方税）の利用者IDを入力し、法人税データを連携させてください。

主たる事務所が三重県以外の法人については、法人税申告書別表4、決算書等及び区分計算書の提出は不要です。